

富士見町耐震改修促進計画の実施結果について (令和3年度～令和7年度)

1 根拠法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。

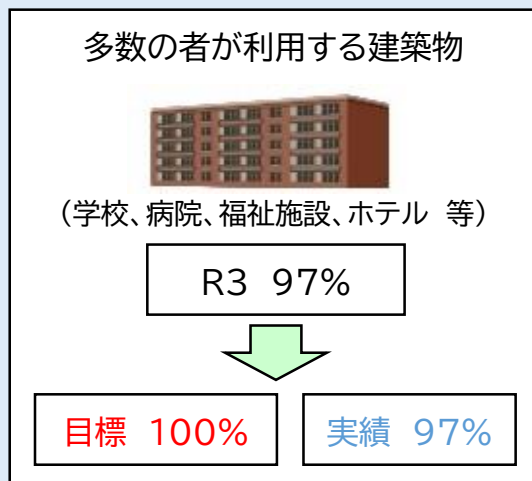
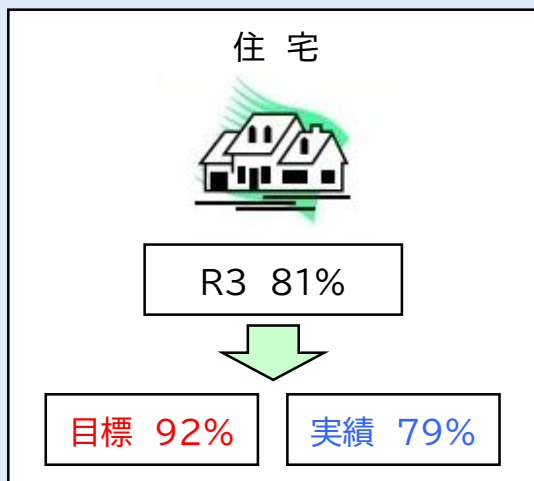
2 計画の概要

(1)策定 令和3年3月

(2)計画期間 令和3年度～令和7年度(5年間)

(3)計画目標等

◆対象建築物:昭和56年5月以前に建てられた建築物



◆補助事業による耐震診断・改修の実績(単位:戸)

		~H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
耐震診断	住宅	758	7	13	19	10	5	15	6	833
	避難施設	17								17
耐震改修(除却)		21	1	0	2	0	2	3	3	32

<課題>

耐震診断後も高額な工事費用に対する所有者の経済的負担や、特に高齢者世帯における資金調達・手続き、長年住み慣れた家への愛着等から、改修や除却に踏み切れないという課題がある。

◆耐震化を促進するために必要な取り組み

○耐震診断から耐震改修に移行する働きかけの推進

- ・耐震診断結果報告時に耐震改修の必要性をパンフレット等で周知
- ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により呼びかけ
- ・事業者と住宅所有者との接触が容易になるよう、耐震改修事業者リストを作成し公表
- ・高齢者への相談体制等の支援策や低コスト工法の情報提供

○耐震化の必要性や制度の普及周知

- ・富士見町の広報、ホームページ、告知放送等を通じて耐震改修の必要性を周知
- ・住民を対象とした説明会・セミナー等の開催
- ・地元区・集落組合をととしたパンフレットの配布や回覧板を実施